【新宿区男女共同参画情報誌編集等業務における個人情報の流れ】

現行

（資料４１－１）

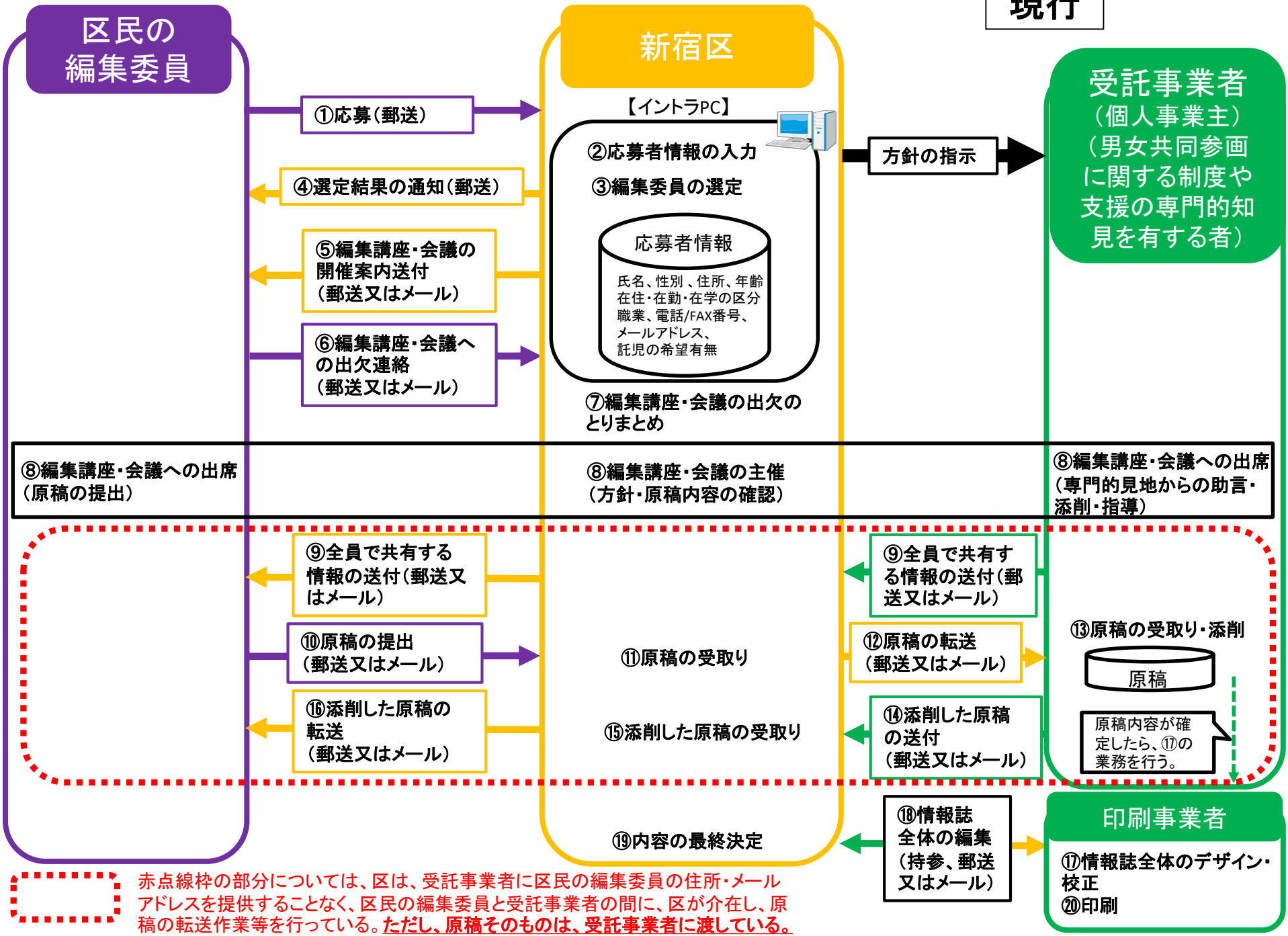

赤点線枠の部分については、区は、受託事業者に区民の編集委員の住所・メールアドレスを提供することなく、区民の編集委員と受託事業者の間に、区が介在し、原稿の転送作業等を行っている。**ただし、原稿そのものは、受託事業者に渡している。**